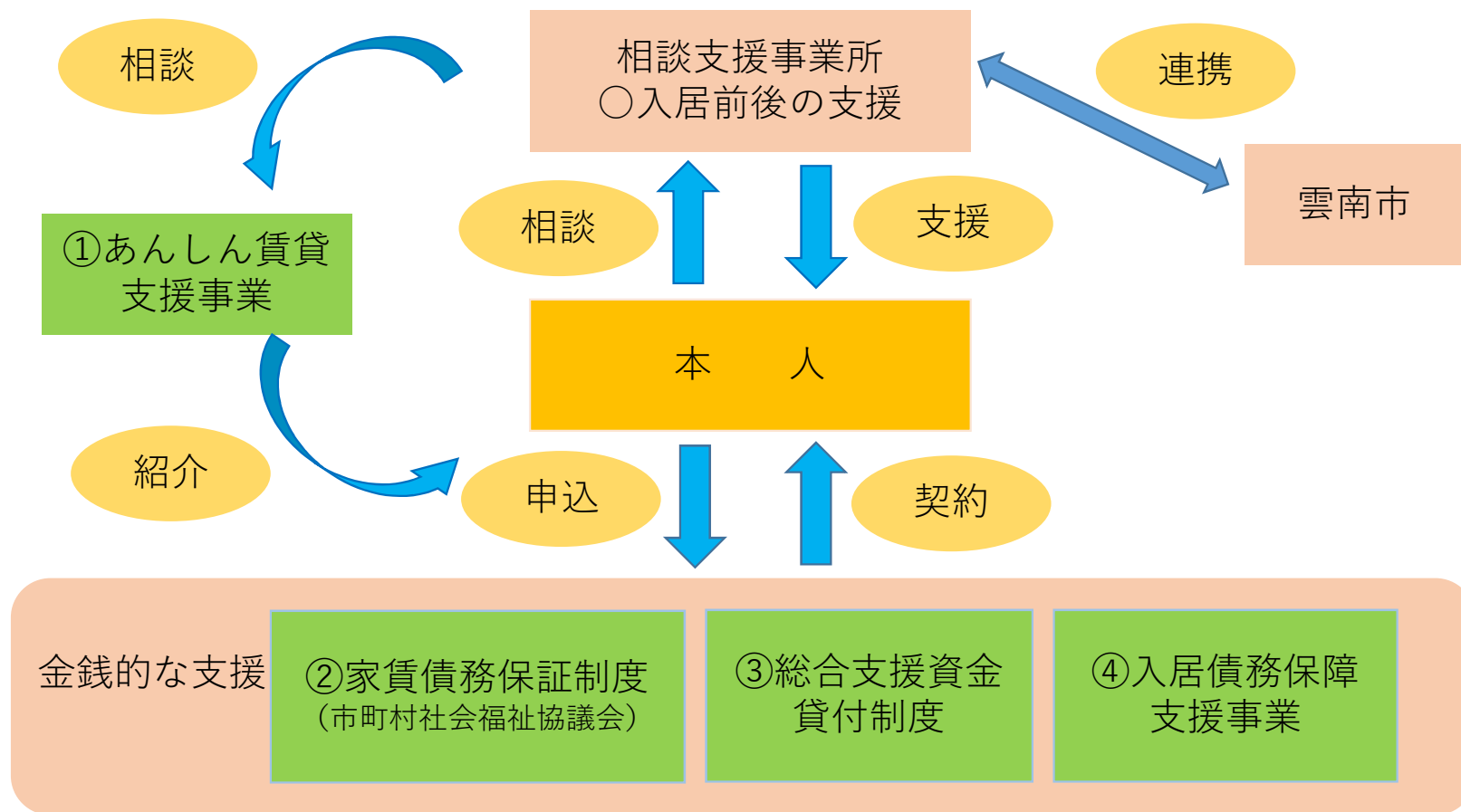


障がい者の住まいと暮らしの支援

施設や病院、自宅などから賃貸契約による一般賃貸住宅や公営住宅への入居又はグループホームなどへの入居を希望しているが、様々な理由で入居が困難な状況にある障がいのある人たちの入居及び入居後に必要な支援を行います。



こんな時は・・・

主治医はいつ退院してもいいと言っているが、住むところが見つからない

①あんしん賃貸支援事業

島根県あんしん賃貸ネットに登録しているあんしん賃貸住宅協力店が提供する物件や支援団体をインターネット上のホームページを通じて紹介します。

アパートを借りるためのお金や生活をしていくお金が足りない

③総合支援資金貸付制度

病気や事故、失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として、必要な資金の貸付と、社会福祉協議会やハローワーク等による継続的な相談支援をセットで行い、生活の立て直しや経済的自立を図ることを目的とした制度です。

②家賃債務保証制度

保証人がみつからないので、アパートが借りられない

保証人がいないため、一般賃貸住宅への入居が困難な方に対して、(財団)高齢者住宅財団が行う家賃債務保証制度を利用し、賃貸住宅への入居を支援します。対象者を生活保護受給者、権利擁護・成年後見制度の利用者等を対象としています。

④入居債務保証支援事業

賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人について、市町村社会福祉協議会が家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的としています。

※但し、制度利用については所得要件などで制限があります